

令和4年3月 農業委員会総会

令和4年3月8日（火）

中央庁舎3階会議室

午後3時00分から午後4時30分まで

1. 出席者

<農業委員>

1番	綿貫清	5番	木我恭子
2番	石渡潤一	6番	宮田早苗
3番	石橋義弘	7番	飯田隆男
4番	相京文夫	8番	京増孝一

<農地利用最適化推進委員>

篠原庄一	斉藤孝壹
高崎孝	竹尾謙一
小島儀彦	小坂和男

2. 欠席者（農業委員）

なし

3. 農業委員会事務局 岩井事務局長・鵜澤主任主事（書記）・石橋主事

4. 議題	第1号議案	農用地利用集積計画について（4件）
	第2号議案	農地法3条許可申請について（2件）
	第3号議案	農地法5条許可申請について（1件）
	第4号議案	令和4年度標準農業労賃額（案）について

5. 専決処理報告

農地法第5条の届出について（1件）

農地法第18条第6項の規定による通知について（1件）

酒々井町農業委員会総会会議録

令和4年3月8日（火）

岩井事務局長 それでは定刻になりましたので、ただいまから令和4年3月の農業委員会総会を開会したいと思います。それでは、総会次第によりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

相京会長 本日はご苦勞様です。3月に入り、これから農作業等が忙しい時期に入っていくと思います。本日は第1号から4号までの議案の後、その他の議題で人・農地関連施策の見直しについて説明がある予定となっています。現在国の方で人・農地関連施策について見直しが行われており、人・農地プランが法制化されることにより、今後は農業委員会でも人・農地プラン作成に向け地図作成の準備を進めていくことになると思います。また、ご承知のとおり、岩井事務局長が今年度で退職とのことで、会議終了後、ささやかなセレモニーを行いたいと思いますのでよろしくお願い致します。

岩井事務局長 それでは議事に移りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議規則により、相京会長をお願いいたします。なお、本日予定しておりました農地転用許可申請に係る現地確認ですが、新型コロナウイルス感染症予防対策として、相京会長と相談し、中止させていただくことといたしましたので、よろしくお願い致します。現地の状況につきましては、事前に現地を確認した際のカラーコピーの写真を用意しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

相京議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8名中、名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、6番 宮田早苗委員、7番 飯田隆男委員を指名します。また、書記に事務局の鶴澤主任主事を任命します。なお、本日の総会は、議案4件、専決処理報告2件、その他ですので、よろしくお願い致します。

相 京 議 長 それでは、第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号1から4について、一括して事務局より説明願います。

岩井事務局長 第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号1から4について、説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。先ず整理番号1についてですが、貸付者は上岩橋在住者、借受者は中川在住者です。設定場所は、酒々井の農地2筆で、地目は田、面積は2,049㎡、利用計画は田です。利用権の種類は、使用貸借です。設定期間は、5年の新規です。位置につきましては、2ページの位置図をご覧ください。続きまして、整理番号2について説明させていただきます。資料の3ページをご覧ください。貸付者は上本佐倉在住者、借受者は本佐倉在住者です。設定場所は、本佐倉の農地1筆で、地目は田、面積は1,990㎡、利用計画は田です。賃借料は、1等米180kgです。設定期間は、5年の再設定です。位置につきましては、4ページの位置図をご覧ください。続きまして、整理番号3について説明させていただきます。資料の5ページをご覧ください。貸付者は神奈川県横浜市在住者、借受者は本佐倉在住者です。設定場所は、本佐倉の農地2筆で、地目は田、面積は1,381㎡、利用計画は田です。賃借料は、15,000円/年です。設定期間は、3年の再設定です。位置につきましては、6ページの位置図をご覧ください。続きまして、整理番号4について説明させていただきます。資料の7ページをご覧ください。貸付者・借受者とも成田市在住者です。設定場所は、印旛沼新田の農地1筆で、地目は田、面積は3,748㎡、利用計画は田です。賃借料は、1等米420kg/年です。設定期間は、5年の再設定です。位置につきましては、8ページの位置図をご覧ください。また、整理番号1から4の計画につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員から補足説明等ありましたらお願いします。整理番号1、2、3については小島推進委員、4については

竹尾推進委員でよろしいでしょうか。よろしければ、小島推進委員から順に補足説明がありましたらお願いします。

小島推進委員 整理番号1については、田及び畑を大規模に耕作しており、農機具も一式所有しており問題ないと思います。整理番号2、3については、借受者の〇〇〇〇さんは大規模に耕作しており、農機具も一式所有しており、再設定ですので問題ないと思います。

竹尾推進委員 成田市在住者ですが、田の状況を見るときちんと耕作されており、再設定ですので問題ないと思います。

相 京 議 長 地区担当委員から補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようですので、これから採決を行います。採決につきましては、整理番号ごとに行います。初めに、農用地利用集積計画の整理番号1について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

岩井事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号1につきましては、原案どおり答申することに決定します。

相 京 議 長 続きまして、農用地利用集積計画の整理番号2について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

岩井事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号 2 につきましては、原案どおり答申することに決定します。

相 京 議 長 続きまして、農用地利用集積計画の整理番号 3 について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

岩 井 事 務 局 長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号 3 につきましては、原案どおり答申することに決定します。

相 京 議 長 続きまして、農用地利用集積計画の整理番号 4 について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

岩 井 事 務 局 長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号 4 につきましては、原案どおり答申することに決定します。

相 京 議 長 次に、第 2 号議案 農地法第 3 条許可申請 整理番号 1 についてを議題とし、事務局の説明を求めます。なお、譲受人が〇〇委員ご本人の案件ですので、農業委員会等に関する法律第 3 1 条第 1 項の規定により、議事に参与することができません。〇〇委員におかれましては、採決前に退室願います。

岩 井 事 務 局 長 第 2 号議案 農地法第 3 条許可申請 整理番号 1 について説明させていただきます。資料の 9 ページをご覧ください。譲受人は〇〇委員、譲渡人は本佐倉在住者です。申請地は、本佐倉の農地 1 筆で、地目は田、面積は 5 8 2 m²です。申請理由は、農業経営の規模拡大とのこと。作付作目は米で、権利の種類等は所有権移転です。位置につきましては、1 0 ページの位置図、1 1 ページの公図をご覧ください。また、皆様のお手元に配布させていただき

ましたが、小島推進委員から現地調査結果表が提出されており、特に問題はないとのことでした。以上で説明を終わらせていただきます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、補足説明については〇〇委員から何かありましたらよろしくをお願いします。

〇〇農業委員 この場所は1枚の田が6畝と4畝の2地番に分かれています。根古谷地区で道路を作った関係で耕作面積が減ったため、この場所を購入しようと考え、今回の申請に至りました。現在この場所は〇〇〇〇〇の〇〇〇〇に使用させ、子供達に耕作体験をさせています。

相 京 議 長 〇〇委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

京 増 農 業 委 員 どの位の金額で購入予定ですか。

石 渡 農 業 委 員 〇〇〇〇〇〇〇で算出しました。

相 京 議 長 他にないようでしたら、第2号議案 農地法3条許可申請 整理番号1について採決を行います。先ほども申し上げましたが、譲受人が〇〇委員の案件になりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与することができません。〇〇委員におかれましては、退室願います。

(〇〇委員退室)

相 京 議 長 それでは、第2号議案 農地法第3条許可申請 整理番号1について、許可することに賛成の方は挙手願います。

岩 井 事 務 局 長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、第 2 号議案 農地法第 3 条許可申請 整理番号 1 につきましては、許可することに決定します。

相 京 議 長 ○○委員には、入ってもらってください。

(○○委員入室)

相 京 議 長 次に、第 2 号議案 農地法第 3 条許可申請 整理番号 2 についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

岩 井 事 務 局 長 第 2 号議案 農地法第 3 条許可申請 整理番号 2 について説明させていただきます。資料の 13 ページをご覧ください。賃貸人は伊籾及び尾上在住者 12 名、賃借人は札幌市に住所を有する法人です。本申請は、この後の専決処理報告でも出てきますが、現在上岩橋在住者との間で締結されている賃貸借契約について農地法第 18 条第 6 項の規定に基づき合意解約を行い、新たに農地法 3 条許可申請により今回の賃借人との間で賃貸借契約を締結しようとするものです。なお、今回の借受者となる法人は農地所有適格法人ではありませんが、農地所有適格法人以外の法人が農地法 3 条に基づく賃貸借契約を行う要件は、定款の目的欄に農業の経営という内容が記載され、取締役又は理事の 1 人以上が農業に 150 日以上従事する法人で、

- ① 50a 以上の面積を耕作すること
- ② 全ての農地が適正に耕作されること
- ③ 周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼす恐れがないこと
- ④ 地域における他の農業者との適正な役割分担の下、継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること
- ⑤ 賃貸借契約書に農地を適正に利用していない場合に賃貸借を解除する旨の条件等が記載されていること

といった要件があり、今回の申請者はいずれの要件も満たしています。申請

地は、伊籾の農地31筆で、地目は畑、面積は合計で23,767㎡です。申請理由は、申請地が芝の栽培に適しているためとのことです。作付作目は芝で、権利の種類等は賃貸借です。位置につきましては、14ページの位置図、15ページの地番現況図をご覧ください。また、皆様のお手元に配布させていただきましたが、斉藤推進委員から現地調査結果表が提出されており、特に問題はないとのことでした。以上で説明を終わらせていただきます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当推進委員は斉藤推進委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

斉藤推進委員 特にありません。事務局の説明のとおりです。

相 京 議 長 地区担当推進委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

石 渡 農 業 委 員 申請地は伊籾のどのあたりですか。

岩 井 事 務 局 長 ○○○○○○の前の道路を挟んだ隣あたりです。

相 京 議 長 続きまして、申請人が町外在住者のため、本日総会に呼んでおりますので、入室させてください。

(申請人 入室)

相 京 議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。自己紹介をお願いします。

申 請 人 ○○○○○○○○○○○の○○と申します。よろしく申し上げます。

相 京 議 長 今提出されました農地法3条の許可申請について審議しているところです

が、申請に至った経緯や営農計画等について説明をお願いします。

申請代理人 当社では、今回の申請地について農地法3条許可により地権者から借受けている上岩橋の〇〇〇〇さんを通じて平成20年より芝生を生産させていただいております。当社では、ホームセンター等の芝とは異なり、サッカー場、ラグビー場等の専門性の高い芝を生産しております。従来、地権者から土地を借り受けている〇〇〇〇さんと当社で契約を結び当該土地で生産しておりましたが、最近では〇〇〇〇さんと一緒に活動することが少なくなり、私どもが直接芝を作っている状態となっております。先般社内で監査があり、より適正に農地をお借りするようとの指摘があり、より実態に即した契約となるよう、〇〇さんと地権者との貸借契約を解消いただき、私どもが直接地権者と契約する形となるよう、申請させていただきました。

相 京 議 長 ありがとうございます。申請人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようなので、質疑を終了します。申請人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

(申請人 退室)

相 京 議 長 それでは、第2号議案 農地法3条許可申請 整理番号2について採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。

岩井事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、第2号議案 農地法第3条許可申請 整理番号2につきましては、許可することに決定します。

相 京 議 長 次に、第3号議案 農地法第5条許可申請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

岩 井 事 務 局 長 第3号議案 農地法第5条許可申請について説明させていただきます。資料の17ページをご覧ください。譲受人は香取郡多古町在住者、譲渡人は本佐倉在住者です。申請地は、本佐倉の農地1筆で、地目は畑、面積は252㎡です。申請理由は、専用住宅用地です。権利の種類は、所有権移転です。立地基準については、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。位置につきましては、18ページの位置図、19ページの公図謄写図をご覧ください。事業計画については、21、22ページをご覧ください。資力及び信用については、預貯金残高証明が添付されており、過去に農地転用の違反等もないことから資力及び信用性に問題はありません。計画施設内容は専用住宅の建設で、造成計画については、隣接する〇〇〇〇〇〇より50cm程高いため、申請地南側の駐車場部分は切土を行います。建築部分は現在の土地の高さのまま整地します。埋立て等を行わないとのことです。土地選定理由は、今回の申請地周辺の公共交通機関が充実しており利便性が良く、老後の生活に適していると考え購入を検討し土地所有者に相談したところ売買の承諾を得られたこと及び、40戸連坦に該当し開発行為許可が見込めたことにより最適と考え、選定したとのことです。用水・排水計画については、生活用水は上水道を使用、排水は合併浄化槽で処理後、道路のL型排水溝に接続します。雨水については、浸透枳で処理します。防災計画については、工事期間中は日曜・祝日を除く8時から17時までを工事期間とし、交通量の多い時間帯での資材搬入を控え、また必要に応じ交通誘導員を配置し歩行者の安全確保及び重機の誘導等を行うとのことです。周辺農地の営農条件への被害防除対策については、申請地南側の畑との境界にブロックフェンスを設け土砂等の流出を防ぐとのことです。また、日照・通風への影響はありません。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当農業委員からの補足説明については、石渡委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

石 渡 農 業 委 員 隣の畑を〇〇〇〇さんが耕作していますが、そちらに説明はしてありますか。

岩 井 事 務 局 長 資料 2 2 ページの事業計画書の隣接農地所有者への説明にあるとおり、申請者から隣地耕作者の〇〇〇〇さんに説明し、特に問題ないとのことでした。

石 渡 農 業 委 員 隣地耕作者が了解しているのであれば、問題ないと思います。

相 京 議 長 地区担当農業委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

石 渡 農 業 委 員 合併浄化槽を設置するとのことですが、申請地に隣接した〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇の通りには公共下水道の本管は入っていないのですか。

岩 井 事 務 局 長 申請地に隣接した道路に公共下水道が整備されていないため合併浄化槽を設置する予定になっていると思いますが、詳細はこの後申請代理人を呼んでおりますのでご確認下さい。

石 渡 農 業 委 員 譲受人が多古町在住者ですが、譲渡人とはどのような関係ですか。

岩 井 事 務 局 長 特に譲渡人と関わりがあるわけではなく、適当な土地を探した結果、今回の申請地について譲渡人との売買の話がまとまったとのことでした。

相 京 議 長 それでは、現地の状況については、別途お配りした写真をご確認いただくこととし、ここで、申請代理人を呼んでおりますので、入室させて下さい。

(申請代理人 入室)

相 京 議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。自己紹介をお願いします。

申 請 代 理 人 本申請の双方の代理人を務めます〇〇〇〇〇〇〇と申します。よろしくお願いします。

相 京 議 長 今、提出されました農地法5条の許可申請について、審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明をお願いします。

申 請 代 理 人 申請人の〇〇〇〇様の専用住宅を建設するため、本申請をさせていただきました。申請人には神奈川県内で一人暮らしをしている83歳の母親がおりますが、今後介護が必要になった場合等を踏まえ母親との共同生活ができる利便性の高い土地を探しておりました。申請人は現在香取郡多古町に在住していますが、申請人の在住する地区は公共交通機関が乏しい地域で、申請人の老後の生活や母親との同居を考えた場合あまり住みやすい地域とはいえないため、それ以外の地区で住みやすい土地を探すのが良いという結論に至りました。その中で今回の申請地を見つけ、当該土地の購入意向を土地所有者に伝えたところ承諾を得ましたので、本申請に至りました。なお、本申請地は市街化調整区域及び文化財保護区域に指定されておりますが、都市計画法29条申請及び文化財保護法93条の届出の手続き済みとなっております、それぞれ手続きが完了する見込みとなっております。

相 京 議 長 ありがとうございました。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

京 増 農 業 委 員 合併浄化槽設置予定とのことですが、公共下水道には接続できないのですか。

申 請 代 理 人 申請地前の道路には入っておりません。そのため合併浄化槽を設置します。

京 増 農 業 委 員 申請地は〇〇〇〇〇〇の交差点のすぐ近くで、渋滞することが多い場所ですので、工事の際は十分注意していただくようお願いいたします。

申 請 代 理 人 了解しました。

相 京 議 長 他にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦勞様でした。

(申請代理人 退室)

相 京 議 長 それでは、第3号議案 農地法第5条許可申請について採決を行います。許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

岩 井 事 務 局 長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、第3号議案 農地法第5条許可申請につきましては、許可相当とすることに決定し県に進達します。

相 京 議 長 次に、第4号議案 令和4年度標準農業労賃額（案）についてを議題とし、事務局の説明をお願いします。

岩 井 事 務 局 長 第4号議案 令和4年度標準農業労賃額（案）について説明させていただきます。資料の23ページをご覧ください。平成26年度より当町も県農業会議が定めた地域別農作業標準賃金並びに機械による標準農作業料金額を採用することになり、一部改定が行われましたので改定するものです。令和4年度標準農業労賃額（案）をご覧くださいと思います。作業品目の上から2つ目の「畑作業一般（手作業）」は昨年8,200円から300円上がり8,500円に、その下の「水田耕起」は昨年6,200円から100円上がり6,300円に、その下の「水田代かき」は6,500円から100円上がり6,600円に、その下の植付（田植機）は7,900円から30

0円上がり8, 200円に、その下の刈取脱穀のみ(コンバイン)は17, 600円から400円上がり18, 000円に、一番下から2つ目の育苗は790円から30円下がり760円に、一番下の畦塗り(トラクター)は37円から1円上がり38円となっております。その他につきましては、昨年と変わっておりません。以上で説明を終わらせていただきます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

竹 尾 推 進 委 員 他が上がっている中で育苗(1箱当)が790円から760円に下がっていますが、昨年並みとすることはできないでしょうか。

岩 井 事 務 局 長 千葉県農業会議で定めている数値を採用しておりますので、その部分だけ分けて独自の金額とすることは難しいと思います。

相 京 議 長 千葉県農業会議が定めている令和3、4年度の標準農作業料金の育苗(1箱当)を比較すると、昨年に比べ立枯病の農薬の種類が変わり1箱当たり農薬代が30円近く上がったことにより、30円上がっているようです。この部分だけ酒々井町で異なる数値とすることはできないので、千葉県農業会議で定めている数値の通りとさせていただければと思います。

相 京 議 長 他にないようですので、これから採決を行います。第4号議案 令和4年度標準農業労賃額(案)について、事務局案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

岩 井 事 務 局 長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、事務局案のとおり決定します。

相 京 議 長 次に専決処理報告に移ります。農地法5条の届出について、事務局より報告

願います。

岩井事務局長 専決処理報告 農地法第5条の届出について説明させていただきます。資料の24ページをご覧ください。譲受人は香取郡多古町在住者、譲渡人は成田市在住者です。届出地は、中川の農地1筆で、登記地目は田、面積は800㎡、届出理由は共同住宅建設です。備考ですが、令和4年2月22日付け、酒農委第5号の6で受理証明を出させていただいております。位置につきましては、25ページの位置図と26ページの公図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

相京議長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相京議長 特にないようでしたら、専決処理報告ですので、よろしくをお願いします。

相京議長 続いて、農地法第18条6項の規定による通知について、事務局より報告願います。

岩井事務局長 専決処理報告 農地法第18条第6項の規定による通知について説明させていただきます。資料の27ページをご覧ください。第2号議案 農地法3条許可申請の整理番号2で説明した件になります。賃貸人は伊籾及び尾上在住者12名、賃借人は上岩橋在住者です。届出地は、伊籾の農地31筆で、地目は畑、面積は合計で23,767㎡です。備考ですが、平成20年5月22日 酒農委指令第5～18号 農地法3条許可による賃貸借契約が継続していましたが、この度、〇〇〇〇〇が新たに当該土地の耕作をしたいとの申し出があったため、令和4年2月21日に合意解約をしています。位置につきましては、28ページの位置図を参考にいただければと思います。

相 京 議 長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようでしたら、専決処理報告ですので、よろしくお願いします。

相 京 議 長 次に、その他（１）農業委員会だよりについて、事務局より報告をお願いします。

(事務局報告)

相 京 議 長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質 疑)

相 京 議 長 次に、その他（２）人・農地関連施策の見直しについて、事務局より説明をお願いします。

(事務局説明)

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質 疑)

相 京 議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

岩井事務局長 7日の木曜日はいかがでしょう。

相京議長 ただ今、7日の木曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょう。特にないようなので、来月の総会は、7日の木曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、専決処理報告、その他が終了しましたので、議長を降ろさせていただきます、事務局にお返しします。慎重審議ありがとうございました。

岩井事務局長 それでは、これで3月の総会を閉会いたします。